

障害者(児)のための

手当制度

▼地域福祉課

☎23336977 FAX2333545

田原市障害者手当

【対象】市内に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

7・11・3月の25日(原則)

【支給額】(月額)

身体障害者手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	3,500円
3級	2,500円
4級	1,500円
5級	1,000円
6級	1,000円

療育手帳	
区分	支給額
A判定	4,500円
B判定	2,500円
C判定	1,000円

精神障害者保健福祉手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	2,500円
3級	1,000円

※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者のうち、18歳以上の方で本人非課税の場合または18歳未満の方で世帯全員非課税の場合、月額500円が加算されます。

愛知県在宅重度障害者手当

【対象】次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～2級の該当者
 - ・療育手帳A判定(IQ35以下)の該当者
 - ・身体障害者手帳が3級で療育手帳がB判定(IQ50以下)の合併症者
- ※施設入所者・3か月以上継続して入院している方・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
1種	15,500円
2種	6,750円

※所得により支給制限があります。

障害児福祉手当

【対象】次の全てに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方

・障害を支給理由とした年金を受けていない方

・施設に入所していない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
A種	21,480円
B種	15,730円
C種	14,580円

※所得により支給制限があります。

特別障害者手当

【対象】次の全てに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方
- ・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
A種	33,660円
B種	27,860円
C種	26,810円

※所得により支給制限があります。

特別児童扶養手当

【対象】

20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・11月の11日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
重度	51,450円
中度	34,270円

※所得により支給制限があります。